

Contents

AIPPI Bureau

・新年のごあいさつ

年頭にあたり、AIPPI 会員の皆様のご健勝とご多幸とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

(金允培、*President of AIPPI*)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/New%20Year%20greeting.html>)

・パリ総会で採択された決議

2010年パリ総会の作業プログラムは5つの議題で構成されていました。1つめは、すでに2008年のボストン総会で決議を採択したテーマに関するものですが、それ以外の4つについては新たなテーマであり、AIPPIがこれまで検討したことのないものもあります。この5つの議題すべてについて、執行委員会は将来における法律のハーモナイゼーションの指針となる決議を採択することができました。これらの決議は、関連する当局や機関で活用されるよう、Bureau および各国部会を通じて伝達されています。決議の全文は本会ウェブサイト (<http://www.aippi.org>) でご覧になれます。

(*Thierry Calame, Reporter General of AIPPI*)

(英語版詳細：<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/Resolutions.html>)

・第58回 APAA 理事会—2010年10月16日～19日

アジア弁理士協会 (APAA) は、年1度の理事会と3年に1度の総会をアジア地域のさまざまな場所で開催しています。第58回の APAA 理事会は、2010年10月16日～19日、韓国済州島の International Convention Center (ICC) で開催され、世界18カ国、12機関からのオブザーバーを含め、1,450名の知財専門家と同伴者に参加いただきました。APAA の会合は、原則としてアジア地域の会員のみを対象としていますが、例外的にヨーロッパ、アメリカ、中東など他の地域の実務者にもオブザーバーとしての参加を認めてきました。

(金允培、*President of AIPPI*)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/APAA%20Council%20Meeting.html>)

・ **AIPLA 年次会合—2010 年 10 月 21 日～23 日、ワシントン DC**

毎年 10 月にワシントンで開催されてきた AIPLA (米国知的財産権法協会) の年次会合には、個人の法律事務所、産業界、USPTO の幹部、そして司法当局、特に連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) など、米国知財界が一堂に会します。今回の会合では、知財分野の多岐にわたる最新のテーマについての話し合いとともに、法律学や動向についての年一回のレビューが行われました。

(*John Bochnovic, Vice President of AIPPI*)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/AIPLA%20Annual%20Meeting.html>)

・ **第 5 回国際文化創造コンテンツ産業博覧会—2010 年 11 月 17～19 日**

第 5 回中国 (北京) 国際文化創造コンテンツ産業博覧会 (ICCI) が 2010 年 11 月 17 日～19 日に北京で開催され、私は AIPPI を代表し、講演者の一人として招待を受け参加しました。

(金允培、*President of AIPPI*)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/5th%20International%20Cultural.html>)

・ **Secretary General のチームがハイデラバードを訪問**

ハイデラバードは、AIPPI の次回のイベントである 2011 年フォーラム&執行委員会の開催地です。ハイデラバードは、人口 600 万人を超えるインド第 6 の都市であり、アーンドラ・プラデーシュ州の州都として、古い歴史を持つと同時に、現代的な都市として急成長を遂げています。また、国際空港も整備され、インド全土だけでなく、世界各地からのアクセスも容易です。AIPPI フォーラム&執行委員会の会場およびホテルは、ハイデラバードの新しい地区にあります。

(*Laurent Thibon, Deputy Secretary General*)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/The%20Secretary%20General%20Team%20visits%20Hyderabad.html>)

今後の行事

- ・ 2011 年 AIPPI フォーラム&執行委員会、ハイデラバード

[AIPPI フォーラム&執行委員会 \(2011 年 10 月 13 日～18 日、ハイデラバード\) におけるスポンサーについてのお知らせ](#)

(*AIPPI General Secretariat*)

各国部会

- ・ [AIPPI 米国部会による国際知的財産フォーラムおよび年次会合の開催と、新たな役員および執行委員の任命](#)

(*US AIPPI Group*)

- ・ ロンドン特許県裁判所の新任裁判官が、合理化された新たな手続きの実際の効果について説明

AIPPI 英国部会が 2010 年 11 月 17 日夜にロンドンで開催した講演会では、特許県裁判所の新任裁判官 Birss QC (王室顧問弁護士) による講演と質疑応答が行われ、会員など 160 名の参加がありました。Birss 裁判官は 2010 年 10 月 1 日に就任し、合理化された新たな手続きに実際にどのような効果があるかを示す判決をすでにいくつも出しています。

(*Ashley Roughton, UK Group Reporter*)

(英語版詳細 :

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/Patents%20County%20Court.html>)

記事・解説

・ EU 特許—最新の動向

2つの意見

1. 欧州の単一特許：

2010年、EU加盟国は長年にわたる交渉にもかかわらず、EU特許の創設について合意することができませんでした。欧州委員会は単一の特許保護の創設に向けて、より少数の加盟国間での「協力強化」の道を開くための提案をしました。しかし欧州企業にとって、とりわけ競争やイノベーションのために欧州特許制度が重要なのは明白であることを考えても、EU域内での特許制度の分裂につながる「協力強化」のような発想は、不十分な妥協としか考えられず、決して最終的な解決とは言えません。

(Christian Osterrieth, Attorney at Law, Reimann Osterrieth Köhler Haft)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/Unitary%20Patent%20for%20Europe.html>)

2. EU特許およびEEUPCに関する協定：

過去3カ月、欧州特許制度における将来的な法秩序形成に向けての進展（進展はなかったと言った方が適切ですが）をめぐる状況は刻々と変わり続けました。したがって、最新の動向について首尾一貫した報告をするのは容易ではなく、また、今のところ何も確定していないため、何らかの最終結果を予測するのはさらに困難です。EU特許およびEEUPC（欧州特許/EU特許裁判所）という2本柱のどちらか一方を立てるのにさえ、さらなる時間が必要になります。単一特許に向けての「協力強化」を選択した加盟各国の大部分は、EPLA（欧州特許訴訟協定）作業部会の小グループで一緒に作業していた国々と同一のようです。少なくとも当面、単一特許および裁判制度の両方に対する最初の提案が承認されるまでの間は、より少数の加盟国間での合意が非常に魅力的なのかもしれません。

(Jochen Pagenberg, Attorney at Law, Bardehle Pagenberg GbR)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/EEUPC%20Agreement.html>)

- ・アルゼンチン特許庁が、新たに定めた自発的な特許分割出願の期限を撤回

2010年11月26日、決議198号が官報に公示されました。

特許庁はこの決議により、自発的な特許分割出願の新たな期限を定めた決議147号の第1条および第3条を廃止します。

そして、この新たな決議に基づき、自発的な特許分割出願に関する旧規定を復活させることが正式に表明されました。

しかし、連続的な分割出願に関する決議147号第5条はそのまま施行されます。

(Gastón Richelet, Argentinean Group Reporter)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/Argentinean%20PTO%20backtracks.html>)

- ・イエメン：商標および地理的表示に関する新たな法律

2010年11月22日、イエメンの産業貿易省知的財産保護総局は、商標および地理的表示に関する法律第23号を公布しました。この法律は、2011年2月23日に施行されます。

(Zeina Salameh, Saba & Co. IP, Lebanon)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/A%20New%20Law.html>)

- ・2010年の知的財産に関する重要な進展—要約

この一年は、MENA (Middle East/North Africa) 地域と呼ばれる中東および北アフリカの国々において、国境での保護対策の採用や新たな知的財産法の導入など、知的財産保護・行使の枠組みの範囲に影響する多くの進展が見られました。こうした重要な進展により、この地域での企業や行政機関による知的財産問題の扱い方にも変化があるものと予想されます。

(Zeina Salameh, Saba & Co. IP, Lebanon)

(英語版詳細：

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/Summary%20of%20the%20major%20IP%20developments.html>)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members：

Alan J. Kasper

Klaus Haft

Jehyun Kim

Kristian Fredrikson

Raffaella Arista

Martin Michaus

Carolyn Harris

Gaston Richelet

Emmanuel Larrere

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。